

診療報酬等への物価等の変動に対応する仕組みの導入を 求める意見書

医療・介護・障害福祉サービスは、国民が住み慣れた地域で生涯にわたり安心して生活していくうえで欠かすことのできないサービスである。

しかし、サービスを提供する原資である診療・介護・障害福祉サービス等報酬は、2、3年ごとに改定される公定価格によって定められているため、医療機関や介護・福祉事業所は、近年続く物価や賃金の上昇分を適時に価格転嫁することができず、厳しい経営を強いられている。

物価や賃金の変動に対応するため、国は、診療報酬については令和8年度に、介護・障害福祉サービス等報酬については9年度に改定を行うが、昨今の物価等の上昇に速やかに対応しなければ、地域に必要不可欠な医療・介護・障害福祉サービスの持続的な提供が困難になることが懸念される。

よって、国においては、医療・介護・障害福祉サービスの将来にわたる安定的な提供に向け、診療・介護・障害福祉サービス等報酬について、物価や賃金の動向に合わせて直ちに変動する仕組みを導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月9日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿

山形県議会議長 田澤伸一